

2. 地区整備計画

地区整備計画

位置		箕面市船場東二丁目、三丁目地内		
面積		約 4.4ha		
地区施設の配置及び規模		その他の公共空地 ・多目的広場 1号 約 4,200 m ² (デッキレベル※1、昇降施設含む) ・多目的広場 2号 約 480 m ² (デッキレベルから繋がる広場、昇降施設含む) ・歩行者連絡通路 1号 幅員約 6m 延長約 40m (デッキレベル※1、昇降施設含む) ・歩行者連絡通路 2号 幅員約 4m 延長約 140m (デッキレベル※1) ・歩行者連絡通路 3号 幅員約 6m 延長約 65m (デッキレベル※1) ・歩行者連絡通路 4号 幅員約 6m 延長約 20m (デッキレベル※2) ・歩行者連絡通路 5号 幅員約 4m 延長約 60m (デッキレベル※2、昇降施設含む) ・歩行者連絡通路 6号 幅員約 4m 延長約 60m (地上及びデッキレベル※1、昇降施設含む) ※1 デッキレベルから高さ 3.5m以上の空間を確保する。(庇、アーケードを除く) ※2 屋外にあつてはデッキレベルから高さ 3.5m以上の空間を確保する。(庇、アーケードを除く)、屋内にあつてはデッキレベルから高さ 2.5m以上の空間を確保する。		
地区の区分		文教・芸術地区	住宅・商業地区	にぎわい交流地区
面積		約 1.8ha	約 1.9ha	約 0.7ha
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 ①箕面市ラブホテル建築の規制に関する条例第二条第二項に規定するラブホテル ②建築基準法別表第 2 (り) 項第二号に係るもの ③ぱちんこ屋 ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項第五号に係るもの ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係るもの ⑥ボーリング場 ⑦畜舎 (床面積の合計が十五平方メートル以下のものを除く。)		
	建築物の敷地面積の最低限度	1,000 m ²	500 m ²	—
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、計画図に示す一点鎖線部 (ア) の部分について 2m以上、点線部 (イ) の部分について 1m以上とする。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)地区施設を形成する外壁又はこれに代わる柱 (2)物置その他これらに類する用途 (自動車車庫を除く) に供し、軒の高さが 2.3m以下で、かつ床面積の合計が 5 m ² 以内であるもの		—

	建築物等の高さの最低限度	12m ただし、以下に掲げるものはこの限りでない。 (1)地区施設を構成するもの (2)主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であって、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの	—
	建築物等の高さの最高限度	100m ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5mまでは、当該建築物の高さに算入しないものとする。	—
	かき又はさくの構造の制限	計画図に示す一点鎖線部（ア）及び点線部（イ）の部分で壁面の位置の制限により建築物が後退した範囲内は、建築物、擁壁その他工作物で、道路面の高さより突き出るものを設けてはならない。 ただし、電柱、電線、変圧塔、その他これらに類する工作物を除く。	—

「区域、地区整備計画の区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」